

諮問事項に係る新旧対照表

1. 加速度及び振動加速度レベル

現行

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
レーザ干渉式振動測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの		経済産業大臣 (ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所)	<u>レーザ干渉式振動測定装置又は振動加速度計</u> であって、校正範囲が0.1 Hz以上10 kHz以下のもの

改正

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
レーザ干渉式振動測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの		経済産業大臣 (ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所)	振動加速度計であって、校正範囲が0.1 Hz以上10 kHz以下のもの

_____ : 諮問事項

2. 濃度 (標準物質)

新規

特定標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置 (法第134条第1項)	特定標準物質 (法第135条第1項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
標準液を製造するための標準液製造用精密天びん及び分析計測装置(以下、「有機標準液製造装置」という。)であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管するもの	<u>ヘプタオキシエチレンドデシルエーテル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置を用いて製造されたもの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>ヘプタオキシエチレンドデシルエーテル標準液のうちメタノール希釈のものであって、濃度が100 mg/Lのもの</u>

_____ : 諮問事項